

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）            第一条から第二十三条まで（現行のとおり）            （指定）            第二十四条 知事は、都立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。            2から4まで（現行のとおり）            第二十五条から第七十三条まで（現行のとおり）            別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）            第一条から第二十三条まで（略）            （指定）            第二十四条 知事は、都立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。            2から4まで（略）            第二十五条から第七十三条まで（略）            別表第一から別表第四まで（略）</p>